

---

マーケットメイク銘柄の信用取引に関する取扱いについて

- 営業ルール照会制度に基づく照会及び回答 -

---

日証協・平 15・7・11

本協会は、マーケットメイク銘柄の信用取引に関する取扱いについて、営業ルール照会制度に基づき照会を受けた事項について、7月11日、照会を行った会員に対し回答を行うとともに、その内容を内部管理統括責任者に通知（日証協（店企）15第174号）した。

照会事項及び本協会の回答は、それぞれ以下のとおりである。

照会事項

JASDAQ上場銘柄のうちマーケットメイク銘柄については、本年5月6日から、2単位以下の注文については、原則として全てJASDAQマーケットメイクシステムに委託注文として発注しなければならないこととなっている。この制度変更により、マーケットメイカーは、原則として、2単位以下の注文についてはマーケットメイカーが自社の気配に基づき直接顧客と売買を成立させることは禁止され、委託注文として処理されることとなったが、委託注文としてJASDAQマーケットメイクシステムに発注する場合には、自己融資による信用取引を行っても「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第4条第4号（いわゆる「信用取引の自己向かい」）には抵触しないと判断して良いか。

(注) JASDAQマーケットメイクシステムは、注文とマーケットメイカーの提示する気配とが価格優先・自店優先・時間優先の原則に則り自動的に約定するシステムである。

照会事項に対する当社の考え方及び照会理由

JASDAQ市場における信用取引制度は、証券金融会社を利用したいいわゆる制度信用取引は存在せず、自己融資の方法によるものだけとなっている。

これまで当社では、自社がマーケットメイクを行っている銘柄については、マーケットメイカーである当社と顧客との間で直接売買が成立することから、自社がマーケットメイクを行っている銘柄に対し自己融資を行うことは、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」第4条第4号において禁止されている「信用取引の自己向かい」行為に該当する可能性があると考えていた。

しかしながら、本年5月6日以降、当社では、自社がマーケットメイクを行っている銘

柄であっても、顧客の要請がない限り、全て委託注文として JASDAQ マーケットメイクシステムに発注することとしており、当該システムに発注された委託注文は、価格優先・自店優先・時間優先の原則に則りマーケットメイカーの提示している気配と対当し自動的に約定することから、当該システムにおいて当社の気配と当社顧客の委託注文とが対当し、かつ、当該顧客の注文が自己融資による信用取引によるものであっても、上記内閣府令には抵触しないことを確認したい。

<回答>

貴見のとおりで差し支えありません。

いわゆる「信用取引の自己向かい」に係る禁止規定は、顧客の信用取引を自己と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法で成立させた場合において、自己売買の未決済勘定を決済するため反対売買をする行為を禁止したものです。

よって、自社は顧客への信用供与に徹し、顧客の注文を JASDAQ マーケットメイクシステムに委託注文として発注するのであれば、当該府令に抵触することはないと考えられます。また、ご質問のように、JASDAQ マーケットメイクシステムに委託注文として発注した自社顧客の注文（信用）が、偶然、自社の提示する気配と付いてしまう場合も想定されますが、この場合においても、実際の受け渡しを伴っているのであれば、いわゆる「信用取引の自己向かい」の禁止規定には抵触しないことになります。

なお、本回答については、金融庁の了承を得ていることを申し添えます。

以 上